

# 独占禁止法における課徴金制度の概要

平成26年3月11日

## 1 「私的独占」(第2条第5項, 第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員のパ遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害する（排除）こと。

## 2 「不当な取引制限」(第2条第6項, 第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

## 3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」(第4章)

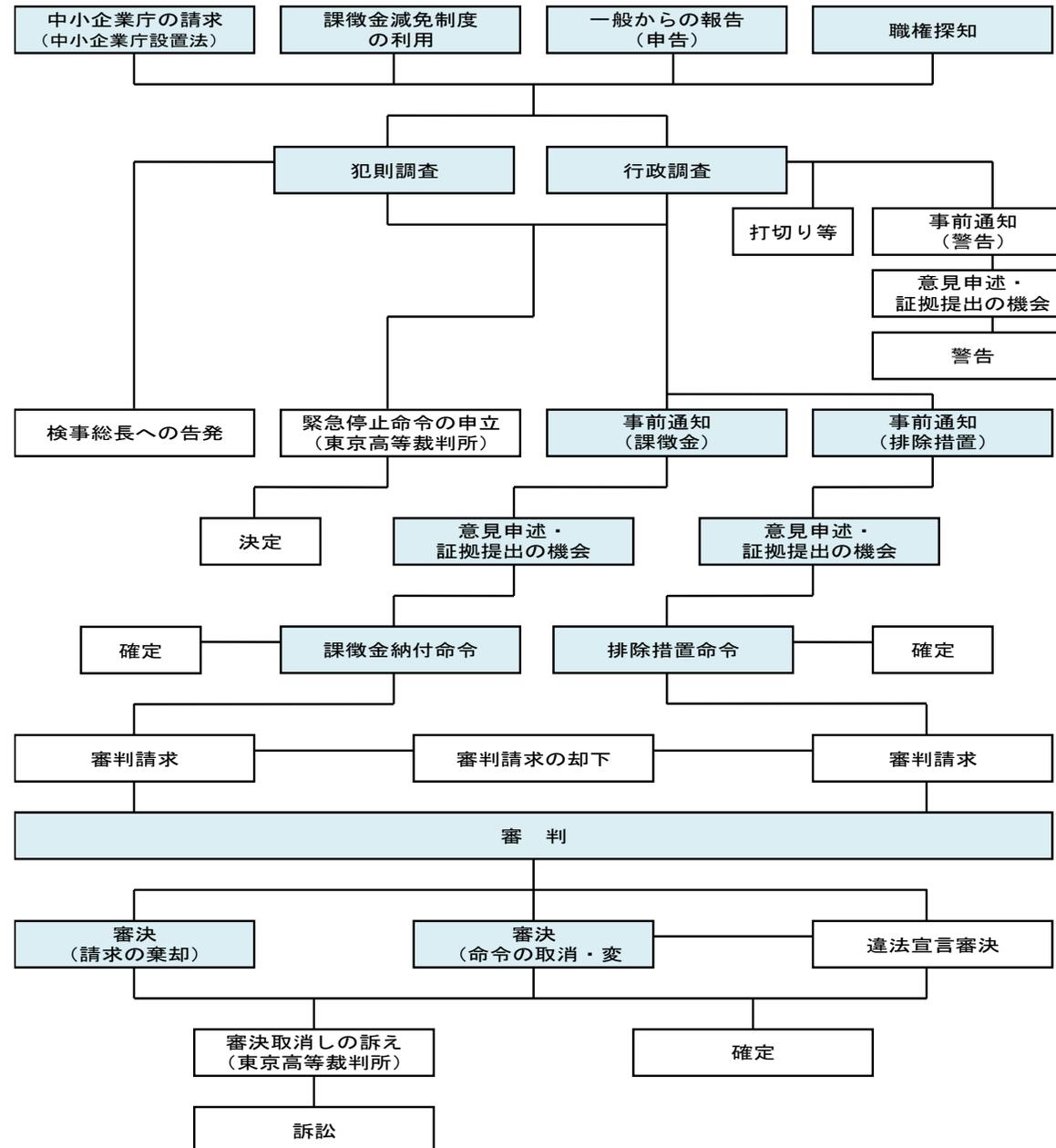
市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

## 4 「不公正な取引方法」(第2条第9項第1号～第6号, 第19条)

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

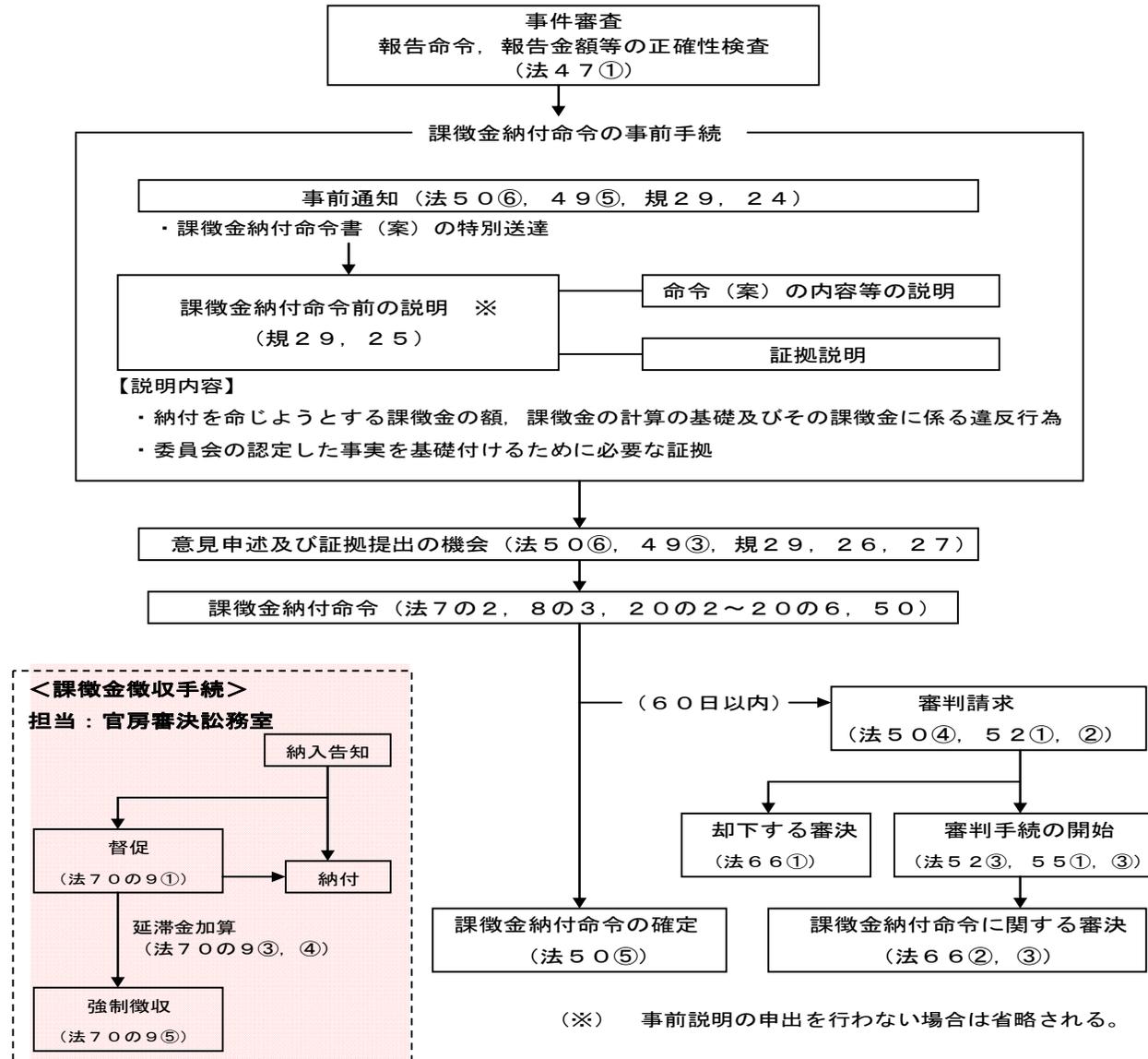
- **共同の取引拒絶**  
...正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- **差別対価**  
...不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。
- **不当廉売**  
...正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- **再販売価格の拘束**  
...正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- **優越的地位の濫用**  
...取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に不利益を与えること。
- **抱き合わせ販売**  
...相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- **排他条件付取引**  
...不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- **拘束条件付取引**  
...販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。

# 独占禁止法違反事件の処理手続図



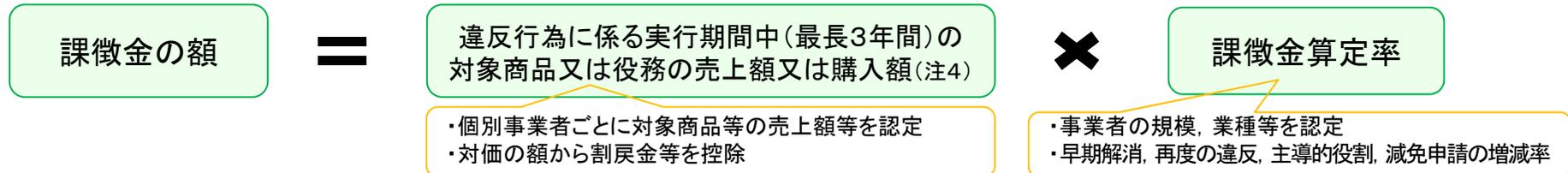
# 課徴金納付命令の手続

(関係法令) 法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律  
規：公正取引委員会の審査に関する規則



禁止規定		措置	行政処分			刑事罰 (対法人:5億円 以下の罰金)	
			排除措置命令	課徴金納付命令(注1, 3)			
				製造業等	小売業		卸売業
不当な取引制限		○	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)	○	
私的独占	支配型	○	10%	3%	2%	○	
	排除型		6%	2%	1%		
不公正な取引方法	共同の取引拒絶, 差別対価, 不当廉売, 再販売価格拘束(注2)	○	3%	2%	1%	×	
	優越的地位の濫用		1%				
	告示で指定するもの		×				

### ■ 課徴金の算定方法



(注1) 表中の数字は算定率(括弧内の数字は中小事業者に対するもの)。

(注2) 同類型の違反行為を繰り返した場合(公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に同類型の違反行為について, 排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合)に課徴金の対象となる。

(注3) 10年以内に違反行為を繰り返した事業者(不当な取引制限及び私的独占), 主導的役割を果たした事業者(不当な取引制限), 早期離脱した事業者(不当な取引制限)に対しては, 上記と異なる算定率が適用される。

(注4) 優越的地位の濫用の場合は, 違反行為に係る期間(最長3年間)における違反行為の相手方との取引額。

カルテル・入札談合の発見・解明を容易にするため、平成18年1月施行の改正法で導入。平成22年1月施行の改正法で一層拡充。

**立入検査前**

- 1番目の申請者 ⇒ 課徴金を**100%免除**
- 2番目の申請者 ⇒ 課徴金を**50%減額**
- 3～5番目の申請者 ⇒ 課徴金を**30%減額**

**立入検査後**

- 5番目までの申請者 ⇒ 課徴金を**30%減額**

減免事業者数は、合計5社まで。

同一企業グループ内の複数の企業による共同申請も可能。

※ 公正取引委員会は、調査開始日前に、最初に減免申請を行った事業者については、刑事告発を行わない方針を公表。

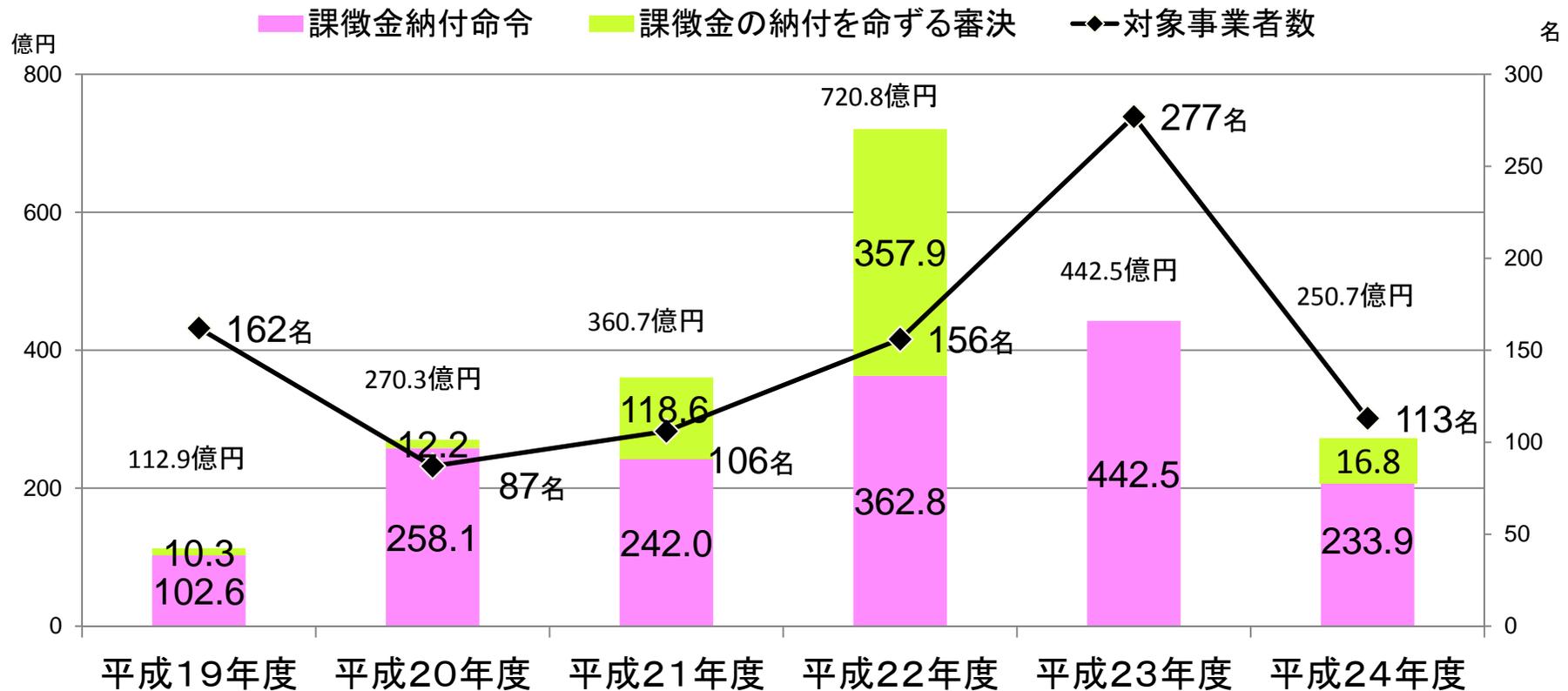
## 制度の活用状況

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計※
申請件数	79	74	85	85	131	143	102	725

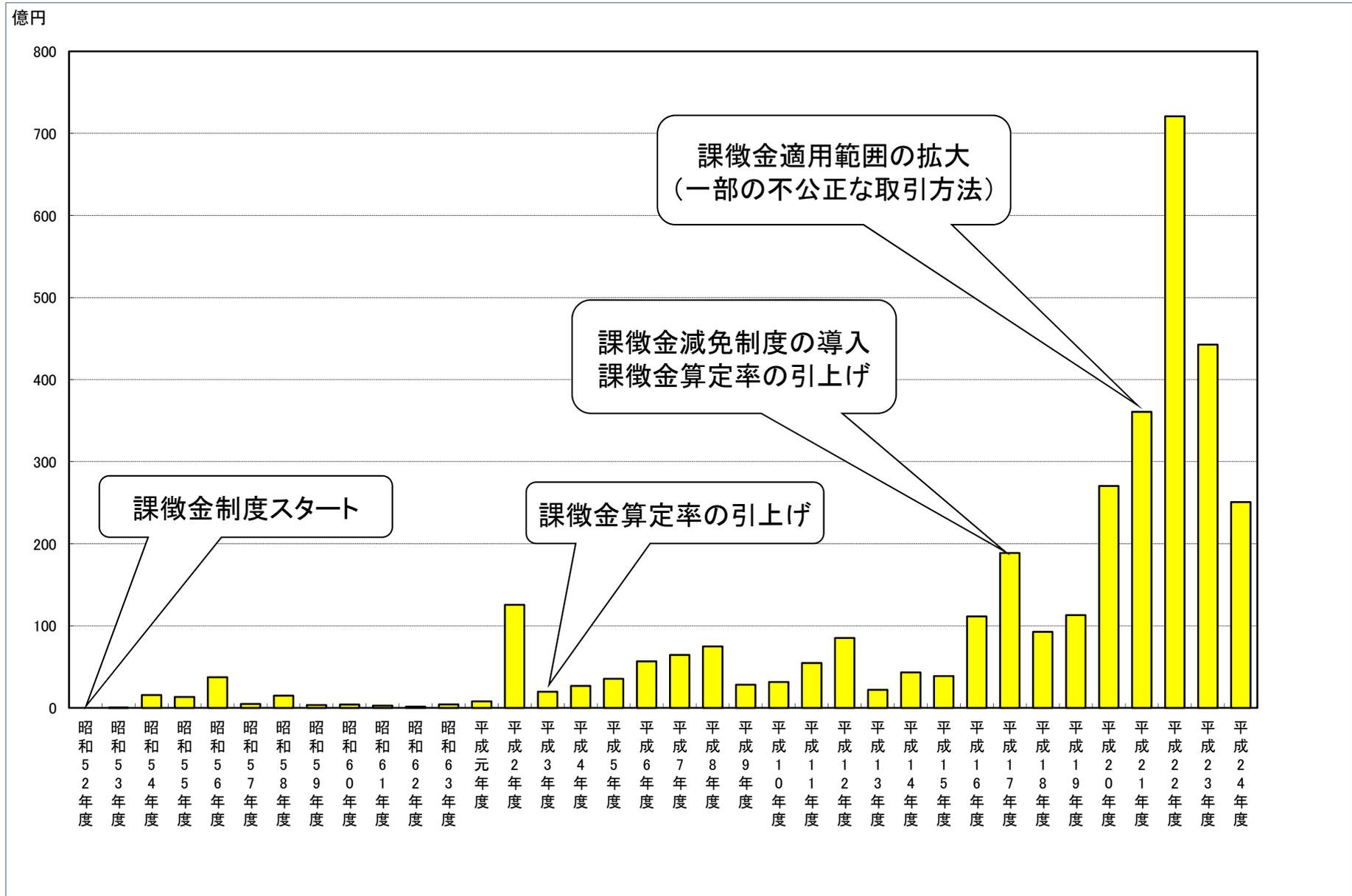
※ 課徴金減免制度が導入されたH18.1.4～H25.3末までの合計

# 課徴金額の推移 ①

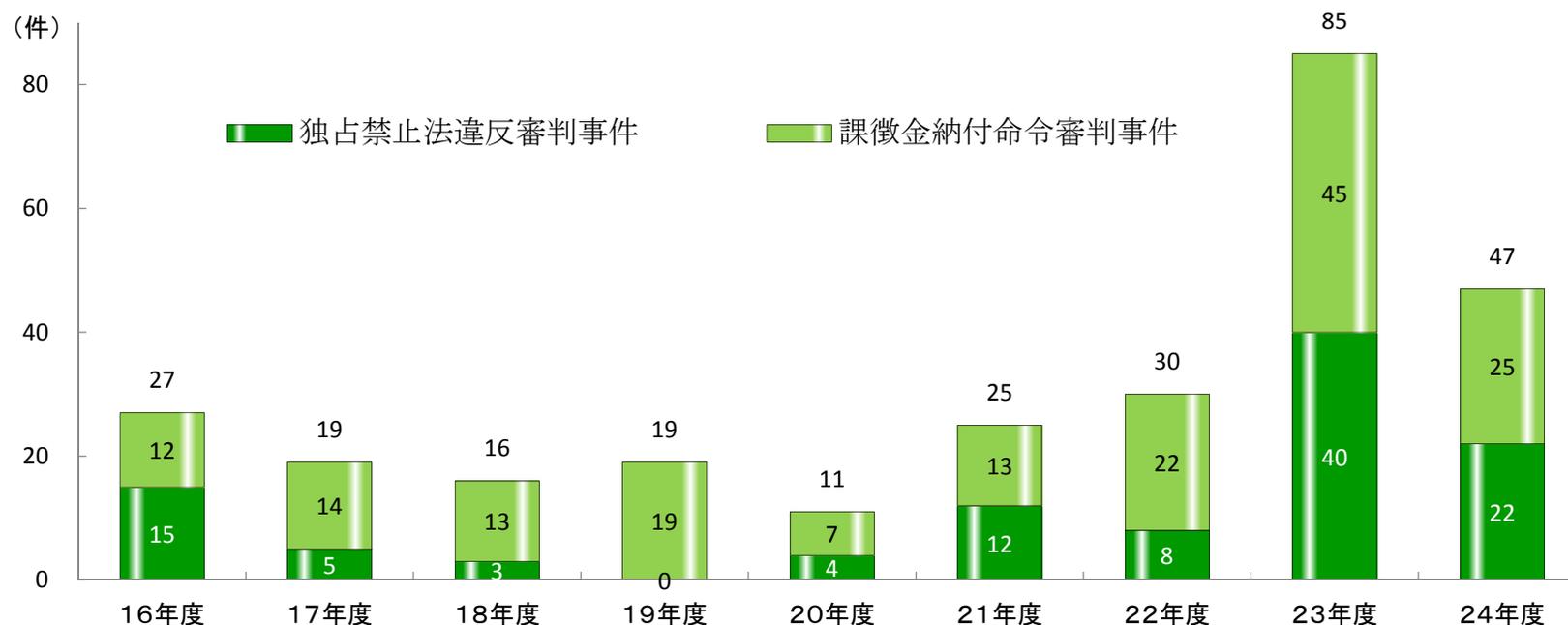
- 平成24年度は延べ113名の事業者に対して、総額250億7644万円の課徴金納付命令。
- 平成25年度(4~9月)は延べ32名の事業者に対して、総額41億8373万円の課徴金納付命令。



# 課徴金額の推移 ②



- 課徴金減免制度の導入後も、審判開始件数は減少していない。
- 課徴金減免申請に係る事件において、課徴金減免申請者であっても、排除措置命令又は課徴金納付命令に対する審判手続の開始請求を行うことがある。
- 課徴金減免申請者が審判請求しない場合であっても、それ以外の事業者が審判手続の開始請求を行うことがある。



(注1) 平成17年独占禁止法改正法施行に伴い、平成18年1月4日以降、審判手続が処分前の事前審査型から、処分後の不服審査型に変更。

(注2) 平成18年1月4日に課徴金減免制度が導入。



### 平成25年度における排除措置命令の主要事例

違反行為	主要事例	概要
受注調整	東京電力(株)が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電ケーブル工事の工事業者による受注調整事件（平成25年12月排除措置命令）	東京電力(株)発注の特定架空送電工事及び特定地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （課徴金総額：7億4662万円）
価格カルテル	異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件（平成25年6月排除措置命令）	特定異性化糖及び特定水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。 （課徴金総額：25億7245万円） （注）「異性化糖」とは、とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られたグルコース1分子の糖を、グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた果糖を含むものをいい、清涼飲料水等の製造に用いられるものである。
	段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件（平成25年7月排除措置命令）	段ボール用でん粉について、原料であるとうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 （課徴金総額：2億5542万円） （注）「段ボール用でん粉」とは、コーンスターチ又は化工でん粉であって、段ボールの製造工程においてライナと中しんとの接着に用いられるものとして販売されるものをいう。
優越的地位の濫用	スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件（平成25年7月排除措置命令）	取引上の地位が自社に対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際し実施するオープンセール又は「創業祭」と称するセールの際し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に算出した額等の金銭を提供させていた。 ③ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売の際し、仕入担当者から、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。 （課徴金総額：12億8713万円）

### 平成24年度における排除措置命令の主要事例

違反行為	主要事例	概要
入札談合・受注調整	<b>EPSブロックの製造業者及び販売業者による受注調整事件</b> （平成24年9月排除措置命令）	建設業者に販売する特定EPSブロックについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （課徴金総額：2億208万円） （注）「EPSブロック」とは、「EPS工法」において使用される発泡スチロールブロックをいう。
	<b>国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札談合事件</b> （平成24年10月排除措置命令）	国土交通省四国地方整備局及び高知県において発注する特定一般土木工事等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （課徴金総額：17億5548万円）
	<b>自動車メーカーが発注する自動車用部品の見積り合わせの参加業者らによる受注調整事件</b> （平成24年11月排除措置命令）	自動車メーカー発注の特定自動車用オルタネータ等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （課徴金総額：33億8883万円） （注）「オルタネータ」とは、ファンベルトを介してエンジンによって駆動され、機械エネルギーを電気エネルギーに変換し、必要な電力を各種の電気装備へと供給する交流発電機をいう。
	<b>自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者による受注調整事件</b> （平成25年3月排除措置命令）	自動車メーカー発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （課徴金総額：46億7869万円） （注）「リアコンビネーションランプ」とは、自動車用ランプのうち、自動車の後面に搭載される後退灯、尾灯、制動灯、方向指示器等が組み合わされたものをいう。
価格カルテル	<b>軸受製造販売業者による価格カルテル事件</b> （平成25年3月排除措置命令）	産業機械用軸受の販売価格を引き上げることを合意し、また、自動車用軸受の販売価格を引き上げることを合意していた。 （課徴金総額：133億6587万円）

# 独占禁止法に基づく厳正な法執行 ③

- 平成24年度は20件の法的措置(排除措置命令・課徴金納付命令)を,延べ126名の事業者に発出。
- 平成25年度(4~9月)は4件の法的措置を,延べ25名の事業者に発出。

